

豊橋市上下水道事業経営検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市の上下水道事業の安定的かつ持続的な事業運営を図るため、豊橋市上下水道事業経営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に意見、提言する。

- (1) 上下水道事業の運営及び経営に関する事項
- (2) 上下水道事業の進捗状況に関する事項
- (3) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、8名以内の委員で組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから管理者が委嘱する。

- (1) 市民および学識経験を有するもの。
- (2) その他管理者が適當と認めるもの。

3 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上下水道局総務課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

令和5年度 豊橋市上下水道事業経営検討委員会
委員名簿

任期：令和7年3月31日まで

敬称略、五十音順

氏名	所属	備考
いとうともゆき 伊藤 友之	豊橋農業協同組合 代表理事組合長	
いなだみつお 稻田 充男	豊橋創造大学 教授	
さいとうゆりえ 齊藤 由里恵	中京大学 准教授	
すずきゆきこ 鈴木 由紀子	豊橋市民生委員児童委員協議会 副会長	
たかはしだいすけ 高橋 大輔	(公社)東三河地域研究センター 常務理事	
たきかわまさひろ 瀧川 雅弘	豊橋商工会議所 常務理事	
ふじしろひろみ 藤城 ひろみ	豊橋女性団体連絡会	
もろいしみつよ 諸石 光代	諸石公認会計士事務所	

以上8名